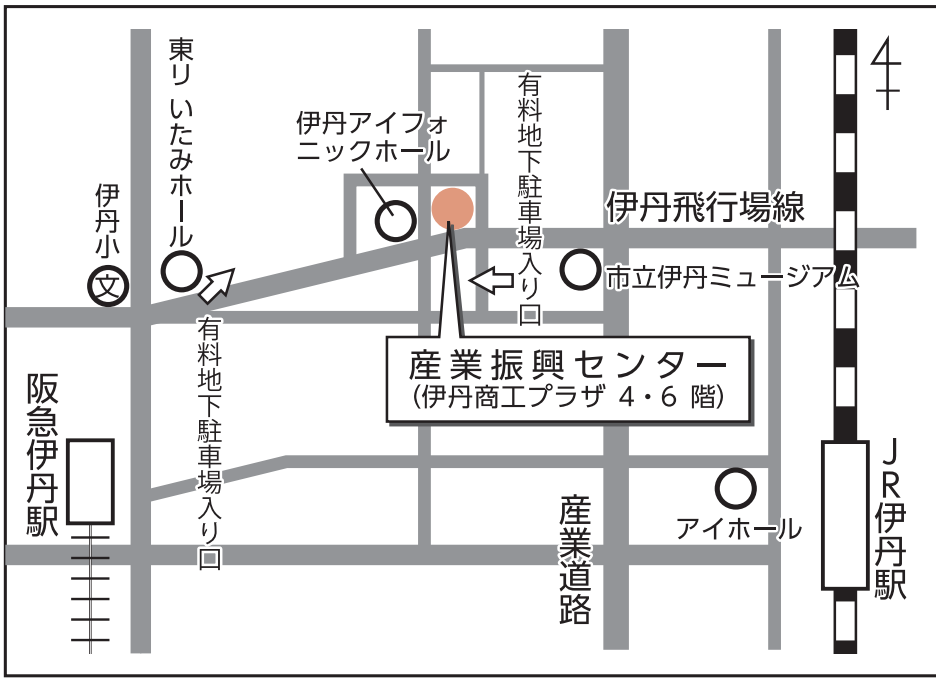


所得税、市・県民税など 税の申告はお早めに

2月16日～3月15日、産業振興センターで、令和5年分所得税および復興特別所得税などの確定申告の相談・受け付けを行います。同センターでは市・県民税の申告の受け付けは行いません。6年度市・県民税の申告は3月15日まで、郵送や市役所2階市民税課窓口で受け付けます。郵送での提出に協力を。



所得税など

所得税および復興特別所得
税、消費税および地方消費税(個人
事業者)、贈与税の申告の相
談・受け付けを左下表の通り実
施します。

確定申告は正しくお早めに

期限近くになると会場が大変
混み合います。早めの申告を。
▽令和5年分の所得税および
復興特別所得税の確定申告は2
月16日～3月15日▽5年1月1
日～12月31日の課税期間におけ
る消費税および地方消費税の確
定申告は4月1日(月)まで▽5年
分の贈与税の申告は2月1日～
3月15日です。

申告相談会場の入場には整理
券(当日配付かLINEを通じて
オンライン事前発行)が必要
です。

です。配付状況によっては、後
日の来場となる場合があります。
* * *

税務署での相談は事前予約を

1月31日(水)まで伊丹税務署で
実施している「所得税および復
興特別所得税、消費税および地
方消費税(個人事業者)、贈与
税の申告の相談」は、電話での
予約が必要です。
伊丹税務署 TEL 779・6121
(自動音声案内)へ。

いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの「確定
申告書作成コーナー」では、
スマートフォンやタブレットで
所得税および復興特別所得税の
確定申告書を作成することがで
きます。

マイナンバーカードと同カー
ド読み取り対応のスマートフォ
ンなどを持っている人や事前に
税務署で本人確認後、発行され
る「IDとパスワード」を取得
している人は、スマートフォン
などからe-Taxで申告する
ことができます。
詳しくは国税
庁ホームページ
(下二次元コー
ド)から読み取り



令和5年分所得税などの申告の相談・受け付け

会場	日程	時間
産業振興センター	2月16日～3月15日 (土・日曜、祝日除く。ただし、 2月25日(日)は開設)	午前9時～午後4時 (相談受け付けは早めに終了する 場合があります)

専用駐車場、駐輪場はありません。公共交通機関をご利用ください。

市・県民税

可)へ。
* * *
伊丹税務署 TEL 779・6121
(自動音声案内)。

令和6年度市・県民税の申告
を郵送や市役所2階の市民税課
窓口で受け付けています。早め
の手続きを。

市・県民税の申告が必要な人

1月1日現在、市内に在住し
▽前年中に所得があった▽勤務
先から給与支払報告書の提出が
ない▽給与所得以外に年金、恩
給がある▽年金、恩給を受け、
社会保険料や生命保険料などの
控除を受ける▽※市内に事業所
か家屋敷があり、市外に住所が
ある一人など。

所得税の確定申告をする人
は、市・県民税の申告をする必
要がありません(※に該当する
場合除く)。

申告に必要なもの

マイナンバーカードか通知カ
ードと本人確認書類、所得の証
明となるもの(令和5年中の源
泉徴収票や給与支給明細書な
ど)と、▽社会保険料控除(国
民健康保険、国民年金、介護保
険の支払った額など)▽生命保
険料控除▽医療費控除▽地震保
険料控除▽平成18年12月31日
までに締結した旧長期損害保険料
控除▽寄附金税額控除―など
がある場合は同領収書か証明
書。

郵送での申告に協力を

市・県民税の申告は郵送が便
利です。申告書の書き方が分か
らない場合は、申告書作成依頼
書(市ホームページからダウン
ロード可)の提出があれば、添

付資料を基に職員が申告書を作
成します。

昨年3月末までに市・県民税
の申告を行っている人には、1
月下旬に、市民税課から申告
書と申告書作成依頼書を併せて
送付します。

申告書か申告書作成依頼書に
必要事項を記入し、マイナンバ
ーカードの写しか通知カードと
本人確認書類の写し、必要書類
を添えて、3月15日までに郵送
(必着)で〒664・8503伊丹
市役所市民税課へ。

市役所に直接持ち込みの場合

市役所2階の市民税課も受
け付けは行っていますが、混雑
回避のため、記入済みの申告書
の受け付け、申告書作成依頼書
の記入と添付資料の預かりのみ
の対応になります。

上場株式などの配当所得・譲渡所得などの課税方式が統一

令和4年度の税制改正によ
り、上場株式などの配当所得や
譲渡所得などは5年度まで所得
税と異なる課税方式を選択でき
ましたが、6年度の住民税(市
・県民税)から所得税の課税方
式と一致させることになりました。

令和5年分以降の所得につい
て、所得税と住民税(市・県民
税)で異なる課税方式を選択す
ることはできません。

1. 市市民税課 TEL 784・8002
2. 市市民税課 TEL 784・8002
3. 市市民税課 TEL 784・8002

各種控除など 手続きをお忘れなく

確定申告が不要でも市・県民税の申告が必要な場合あり

確定申告をしていない場合
は、市役所に届いている年金
資料などで課税が決定されま
す。社会保険料や医療費など
控除に加えるものがあれば、
確定申告が不要でも市・県民
税の申告をすることで、市・
県民税が減額になる場合があ
ります。

1月31日までに償却資産の申告を

市内に事業用の償却資産を
持つ人は、個人・法人を問わ
ず、毎年1月1日現在の償却
資産の内容を市に申告しなけ
ればなりません。

高年齢者の障害者控除 該当者は認定申請を

65歳以上で介護認定(要支
援1・2、要介護1～5)を受
けている人(昨年12月31日
現在)は、障害者手帳の交付
を受けていなくても申請によ
り「障害者控除対象者認定書」
の交付で、障害者控除を受け
られます。

おむつ費用の医療費控除

確定申告でおむつ費用の医
療費控除を受ける場合、寝た
きりの状態で治療上おむつ
の使用が必要な人については、
医師が発行する「おむつ使用
証明書」が必要です。

所得がない人も申告を 就学援助などの申請

小・中学校就学援助や特別
支援教育就学奨励費の申請・
認定には、同一世帯内(乳幼
児・小・中学生除く)で所得
がない人も収入を申告する必
要があります。

おむつ費用の医療費控除

確定申告でおむつ費用の医
療費控除を受ける場合、寝た
きりの状態で治療上おむつ
の使用が必要な人については、
医師が発行する「おむつ使用
証明書」が必要です。

認定書が必要な人は、対象 高年齢者の介護保険証(写し可) と窓口に来る人の本人確認書 類を持って直

接か電子申請
(下二次元コ
ード)から読み
取り可)を。詳しくは、市ホ
ームページで確認を。
市市民税課 TEL 784・8002
市市民税課 TEL 784・8002

申請に際し「総合事業対象者」 と判定された人は、障害者控 除対象者認定は受けられませ ん。

ただし、介護保険の認定申
請に際し「総合事業対象者」
と判定された人は、障害者控
除対象者認定は受けられませ
ん。

認定書が必要な人は、対象 高年齢者の介護保険証(写し可) と窓口に来る人の本人確認書 類を持って直

接か電子申請
(下二次元コ
ード)から読み
取り可)を。詳しくは、市ホ
ームページで確認を。
市市民税課 TEL 784・8002
市市民税課 TEL 784・8002

申請に際し「総合事業対象者」 と判定された人は、障害者控 除対象者認定は受けられませ ん。

ただし、介護保険の認定申
請に際し「総合事業対象者」
と判定された人は、障害者控
除対象者認定は受けられませ
ん。

お年玉プレゼント企画 答えを発表

本紙1月1日号4面「お年玉プレゼント企画」の答
えは、Q1②電気、Q2①大使、Q3①アイムでした。
たくさんのご応募ありがとうございました。当選者
には順次プレゼントを発送します。
市広報・シティプロモーション課 TEL 784-8010

お年玉プレゼント企画 答えを発表

本紙1月1日号4面「お年玉プレゼント企画」の答
えは、Q1②電気、Q2①大使、Q3①アイムでした。
たくさんのご応募ありがとうございました。当選者
には順次プレゼントを発送します。
市広報・シティプロモーション課 TEL 784-8010